

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：京都府（教育職等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	93.9%	※1
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.9%	※2
全職員	89.0%	

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
校長（次長級）	96.5%
副校長・教頭、事務長（課長級）	96.7%
主幹教諭・指導教諭、 事務長・専門幹～事務主任（課長補佐級）	97.2%
教諭、主任（係長級）	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.2%
31～35年	94.9%
26～30年	92.6%
21～25年	95.1%
16～20年	92.5%
11～15年	94.2%
6～10年	94.0%
1～5年	92.0%

説明欄

- ▶ 相対的に男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている要因として考えられること。
- ※1 「任期の定めのない常勤職員」
- ・管理職（次長級・課長級）に占める女性の割合は25.8%となっており、女性が役職に就く割合が男性よりも低くなっていること。
 - ・扶養手当の受給者に占める女性の割合は32.3%となっており、男性が受給している場合が多いこと。一人当たりの扶養手当の平均受給額について、女性の受給額は、男性の74.9%であること。
- ※2 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性の割合は57.1%であり、さらに給与が低い、非常勤で勤務する職員（再任用短時間職員、会計年度任用職員）においては、女性の割合が61.7%となっていること。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。